

## 平成26年度大磯町介護保険事業特別会計予算

平成26年度大磯町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,608,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	568,406
	1 介護保険料	568,406
2	使用料及び手数料	411
	1 使用料	411
3	国庫支出金	514,006
	1 国庫負担金	442,895
	2 国庫補助金	71,111
4	支払基金交付金	727,924
	1 支払基金交付金	727,924
5	県支出金	376,382
	1 県負担金	369,834
	2 県補助金	6,548
6	財産収入	10
	1 財産運用収入	10
7	繰入金	393,116
	1 他会計繰入金	388,215
	2 基金繰入金	4,901
8	繰越金	1,600
	1 繰越金	1,600
9	諸収入	511
	1 延滞金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	509
10	町債	25,634
	1 財政安定化基金貸付金	25,634
	歳 入 合 計	2,608,000

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	67,088
	1 総務管理費	40,938
	2 徴収費	3,175
	3 介護認定審査会費	22,975
2	保険給付費	2,500,704
	1 介護サービス等諸費	2,500,704
3	地域支援事業費	36,588
	1 地域支援事業費	36,588
4	財政安定化基金拠出金	1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5	基金積立金	15
	1 基金積立金	15
6	公債費	1
	1 公債費	1
7	諸支出金	1,603
	1 償還金及び還付加算金	1,601
	2 償還金	1
	3 繰出金	1
8	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	2,608,000

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	25,634	証書借入	無利子	神奈川県介護保険法施行細則第18条の規定による。
計	25,634			